

議案第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 9 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「12月に支給する場合には100分の130」を「12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。